

川崎商工会議所とラオス商工会議所との協力協定書

川崎商工会議所及びラオス商工会議所は、相互交流のさらなる拡大を目的に、2012年4月17日締結した協力協定を改定し、双方合意の上、以下の通り締結する。

両者は、お互いに経済、貿易等の分野において相互利益関係があると確認し、今回の協定により、相互地域経済の活性化及び双方中小企業の共同利益の更なる拡大に寄与するものである。

両者はそれぞれの地域において経済及び貿易の分野を代表する機関であり、双方のビジネスパートナーシップの発展促進の先導的役割を果たすものである。

ここに協定当事者である、川崎商工会議所 会頭 山田長満 及び ラオス商工会議所 会頭 シーサワット・ティラウォンは、下記の内容について合意するものとする。

1. 川崎・ラオスの経済発展に資するため、川崎・ラオスの貿易、投資、技術・経済協力、及び観光を促進し、奨励する。地域間交流の促進についても奨励する。
2. 川崎・ラオスの貿易、投資等の経済交流の増進とともに、川崎・ラオス関係の緊密化に寄与するため、相互の情報交換を促進し、双方企業に対し事業機会を創出することに努める。
3. 双方が主催する川崎・ラオスビジネス関連会議、投資説明会やシンポジウム、それらに関する情報を提供するためのセミナー等のイベントに対して協力する。
4. 双方より訪問する企業幹部等に対して協力する。

本協定書は署名日にその効力を生じ、3年間を有効期間とする。なお、有効期間満了の3ヶ月前までに双方が相手方に本協定終了の意思表示を行わないときは、自動更新するものとする。

本協定書締結の証として、本書を日本語及び英語にて各2通作成し、双方は各1通ずつ保有する。

2014年11月18日

山田長満

川崎商工会議所
会頭 山田 長満

ラオス商工会議所
会頭 シーサワット・ティラウォン